

制限外積載許可取扱要領の制定について（例規通達）

平成12年 3 月 8 日

本部（交規）第15号

〔沿革〕 平成24年 3 月本部（警務）第12号、29年 3 月本部（免許）第 4 号、8 月本部（警務）第31号、令和元年 6 月本部（交規）第 7 号、8 年 3 月本部（免許）第15号、本部（警務）第17号改正

このたび、制限外積載許可取扱要領について（平成12年 1 月26日付け警察庁丙規発第 3 号）に基づき、制限外積載許可取扱要領を別添のとおり制定し、平成12年 4 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、制限外積載許可取扱要領の制定について（平成 5 年 3 月18日付け本部（交規）第17号）は、廃止する。

別添

制限外積載許可取扱要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条及び第 57条第 3 項に規定する車両（軽車両を除く。）の制限外積載、設備外積載及び荷台乗車の許可（以下「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの斉一を図ることを目的とする。

第 2 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証又は免許情報記録の番号を記載するよう求めるものとする。

なお、車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間内で運転者が交替する場合等をいう。

第 3 許可の申請

許可の申請は、申請書 2 通を出発地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）に提出して行うものとするが、署長等は、当該申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第 4 許可の単位

許可は、原則として 1 個の運転行為ごとに行うものとする。

なお、1 個の運転行為とは、積載物を運搬する区間、車両、積載物、運転経路及び時間が同一である場合をいう。

第 5 許可の期間

許可の期間は、原則として 1 個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第6 申請手続の特例

次の(1)及び(2)に該当する場合は、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、前記第4及び第5にかかわらず、(1)及び(2)に記述するとおり取り扱うものとする。

(1) 同一運転者により定型的に反復又は継続して行われる運転行為の場合

同一運転者により定型的に反復又は継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たす場合に限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における許可の期間は、原則として1年以内とするが、個々具体の状況、車両の構造等を踏まえ、適切な許可期間を設定すること。

ア 車両が同一であること。

イ 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。

ウ 運転経路が同一であること。

(2) 法による他の許可と競合する場合

同一車両につき制限外積載許可の他に設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

第7 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅及び高さの測定は、次の方法（別図参照）によるものとする。

1 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両と平行に測る。

2 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両と平行に測る。

3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減ずるものとする。

第8 審査基準

申請を受理した署長等は、次の1から4に掲げる事項について、それぞれ当該基準に従い、これを審査しなければならない。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がない場合は申請を却下するものとする。

1 制限外積載許可（法第57条第3項）に関する事項

(1) 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等の制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、

分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事情（経費節約、時間の短縮等）により左右されるべきではない。

(2) 積載の基準

積載物の長さ、幅及び高さが次に掲げる基準を超える場合、積載の方法が次に掲げる基準を満たさない場合又は積載物の重量について令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超える場合は、原則として許可してはならない。

ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、(ア)及び(イ)に係る部分に限る。）

(ア) 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあっては、17.0メートル、フルトレーラ連結車にあっては19.0メートル、ダブルス連結車にあっては21.0メートル）を超えてはならない。

(イ) 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えてはならない。

(ウ) 積載物の高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第7条の16に規定する普通自動車にあっては3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

イ 小型特殊自動車

(ア) 積載物の長さ

自動車の長さにその長さの10分の5の長さを加えたもの

(イ) 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、(ア)及び

(イ)に係る部分を除く。)

(ア) 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。(エ)において同じ。)の長さの2倍の長さ

(イ) 積載物の幅

自動車の幅（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車（けん）がリヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

b 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機（けん）を有する普通自動二輪車（けん）がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

エ 原動機付自転車

(ア) 積載物の長さ

積載装置（リヤカー（けん）を牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。(イ)及び(エ)において同じ。)の長さの2倍の長さ

(イ) 積載物の幅

原動機付自転車の幅（リヤカー（けん）を牽引する場合にあっては積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの

(エ) 積載の方法

a 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

b 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車（けん）の幅を超えないこと（リヤカー（けん）を牽引する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(3) 運転の期間及び運転経路

ア 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

2 設備外積載許可（法第56条第1項）に関する事項

(1) 許可の範囲

許可の範囲は、次のいずれかに該当する場合で、他に積載の方法がないと認め

られる場合に限る。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動又は政治活動を行う場合

イ 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合

ウ その他公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合

(2) 積載の基準

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法は、次の基準によるものとする。

ア 原則として令第22条に規定する積載制限を超えないこと。

イ 積載物が転落又は飛散するおそれがなく、車体から突き出さないものであること。

ウ 一時的な積載であること。

3 荷台乗車（法第56条第2項）に関する事項

(1) 許可の範囲

許可の範囲は、次のいずれかに該当する場合で、他に輸送の方法がないと認められるときに限る。

ア 災害発生時に応急作業員を輸送する場合

イ 災害の発生等により一般交通機関が途絶した際、通勤、通学者等を輸送する場合

ウ その他公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合

(2) 乗車の基準

車両及び人員は、次の基準によるものとする。

ア 車両は、大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車又は普通貨物自動車であること。

イ 乗車した者が荷台に腰をおろし、安全に乗車できる範囲内（一人当たりの所要面積が0.5平方メートル以上）の人員であること。

ウ 貨物を積載した車両の荷台乗車は、貨物の倒壊、転落等の危険防止の措置が完全であり、かつ、荷台の余剰部分に腰をおろし、安全に乗車できる範囲内の人員（法第55条ただし書きにより、当該積載物を看守するために乗車できる必要な最小限度の人員を除く。）であること。

エ 通行する道路又は交通の状況から支障がないと認められるものであること。

4 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(1) 当該積載及び乗車の方法並びに当該積載及び乗車による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であること。

(2) 当該積載及び乗車による運転が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険がないこと。

第9 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第10 許可の条件

署長等が許可に付することができる条件は、令第24条第1項各号に規定されているが、同項第3号の「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

1 制限外積載許可及び設備外積載許可に関する例示

- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 通行する道路の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理車を配置しての誘導整理等に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項
- (5) 踏切、ガード下、曲がり角その他危険な場所を通行するときの誘導整理に関する事項
- (6) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

2 荷台乗車許可に関する例示

- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 通行する道路の指定に関する事項
- (3) 乗車位置に関する事項
- (4) 乗車する者と運転者との連絡及び乗降時の誘導整理に関する事項
- (5) 運転の速度に関する事項
- (6) その他道路における危険を防止するため必要と認める事項

第11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

署長等は、制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図らなければならない。

2 合同会議の開催

審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の交通の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申し合わせを行うように努めなければならない。

第12 本部主管課との調整

- 1 署長等は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が前記第8の1(2)の基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通規制課長と協議しなければならない。
- 2 署長等は、2以上の都道府県に及び長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通規制課長との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断しなければならない。
- 3 2以上の警察署管内にわたって通行する制限外積載車両の許可の申請を受理した署長等は、当該関係署長に当該道路及び交通の状況と許可条件等の意見を聴かななければならない。

第13 警察署分庁舎及び交番・駐在所勤務員の取扱い

警察署分庁舎（以下「分庁舎」という。）及び交番・駐在所勤務員の取扱い範囲は、

次のとおりとする。

1 取扱いの範囲

- (1) 自署管内の運搬行為であること。
- (2) 前記第8の1(2)の基準を超えるものでないこと。
- (3) 運搬行為が1回限りのものであること。

2 許可証の交付方法

- (1) 分庁舎及び交番・駐在所には、あらかじめ申請書下欄の許可証部分を、本署において作成し、署長印を押印したものを配布しておくものとする。
- (2) 申請書の提出を受けた分庁舎及び交番・駐在所勤務員は、申請内容が前記1の取扱いの範囲に該当することを確認した後、本署交通課又は地域交通課に申請者の氏名、制限を超える積載物及びその大きさ、運搬経路等を連絡し、許可番号を受けるとともに、必要な条件を付して許可証を作成するものとする。
- (3) 申請書の1部に作成した許可証（申請書下欄部分）を貼付した後、取扱者の割印を押印して申請者に交付するものとする。

3 報告

許可証を交付した場合は、申請書の控えの1通に許可証に記載した同一の内容を記載し、速やかに署長に報告（交通課長又は地域交通課長経由）するものとする。

第14 その他

いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては、別に定めるところによる。